別表第二の二十六の項中「支給又は」を「支給」に改め、「貸付け」の下に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給」を加え、同表の五十六の二の項中「入院措置」の下に「若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給」を加え、同表の八十七の項中「支給又は」を「支給」に改め、「貸付け」の下に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給」を加え、同表に次のように加える。

百十八	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
			難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） **第十条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。 第十九条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第三の五の項の次に次のように加える。		
五の七	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの		

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五第六号の次に三号を加える改正規定中「三号」を「四号」に改め、第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの

第十一条　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十三」を「三十四」に改める。

附則第六条第一項中「三十三」を「三十四」に、「三十二」を「三十三」に改め、同条第二項中「三十二」を「三十三」に、「三十三」を「三十四」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」を「、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」に改める。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

政　令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十六号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「枚方市」を「枚方市　八王子市」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地域保健法施行令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「、八王子市」を削る。

一　地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条第三号

二　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第十三条第二項

三　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第十条

四　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十四条第三号

五　土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第八条

総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十七号

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三